

郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

平成13年4月24日制定

令和6年3月25日最終改正

[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、市が指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により工事（測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を含む。以下同じ。）又は製造（地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に規定する物品の製造を除く。以下同じ。）（以下「工事等」という。）の請負（工事に係る建設資材の購入を含む。以下同じ。）の契約を締結する場合における入札に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）の審査及び指名等について定めるものとする。

(入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第2条 工事等の請負契約に係る入札参加資格の申請の提出の時期及び方法については、郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等（平成7年郡山市告示第131号。以下「市告示第131号」という。）及びその都度告示するところによる。

(資格審査)

第3条 市長は、入札参加資格の認定を、市告示第131号第1に規定する者を除いて行うものとする。この場合において、市告示第131号第1第1項及び第2項の(1)から(4)までのいずれかに該当する者の認定については、別記第1の入札参加排除認定基準（以下「入札排除基準」という。）による。

2 前項による認定は、その者に係る市告示第131号第8に定める資格審査事項を別記第2の等級別格付基準により審査し、等級別の格付をして行うものとする。ただし、主たる事業所の所在地が市外にある者については、等級別の格付を行わないものとする。

(有資格業者名簿への登録等)

第4条 市長は、入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「入札参加資格申請者」という。）のうち審査の結果入札参加資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）については、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録するとともに審査の結果を入札参加資格申請者に通知するものとする。

2 有資格業者名簿は、契約検査課長が管理し、別にその副本を総務部、市民部、環境部、農林部、建設部及び都市構想部（以下「工事等所管部」という。）の主管課並びに工事等を所掌する課（以下「工事等執行課」という。）に置く。

3 入札参加資格申請者又は有資格業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、遅滞なく入札参加資格審査申請事項変更届（第1号様式）及び当該変更事項等を証する書面を市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称の変更

(2) 住所又は所在地の変更

(3) 代表者の氏名又は職名の変更

- (4) 内部受任者の氏名又は職名の変更
- (5) 許可又は登録の更新
- (6) 組織変更
- (7) 廃業（許可、登録が要件であって失効したときを含む。）
- (8) 営業所専任技術者の変更（市内業者に限る。）
- (9) 受任先の変更
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立
- (11) 民事再生法に基づく再生手続又は会社更生法に基づく更生手続の開始又は廃止の決定
- (12) 民事再生法に基づく再生計画又は会社更生法に基づく更生計画認可決定

4 有資格業者名簿は、郡山市入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領（平成13年11月6日制定）に定める方法により公表するものとする。この場合において、公表内容は、個人情報保護及び競争性の確保の観点から商号又は名称、住所又は所在地、登録業種、登録番号、受付番号、電話番号、別記第2の等級別格付基準による等級及び総合点（主たる事業所の所在地が市外にある者については、客観的査定事項）とする。

（入札参加資格の承継）

第5条 有資格業者が合併、会社分割及び事業譲渡等の組織再編等により他の者に当該入札参加資格を承継させる場合は、郡山市指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第4条の規定により関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（民事再生又は会社更生に係る届出等）

第6条 民事再生法に基づく再生計画認可決定又は会社更生法に基づく更生計画認可決定を受けた有資格業者（以下「再生又は更生計画認可決定者」という。）は、当該再生計画認可又は更生計画認可（以下「再生又は更生計画認可」という。）の決定を受けた日（以下「再生又は更生計画認可決定日」という。）以降、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、全ての書類の提出に相当の期間を要するときは、第1号及び第2号に掲げる書類の提出を優先するものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請事項変更届（第1号様式）
- (2) 再生又は更生計画認可決定書の写し
- (3) 再生又は更生計画認可決定の登記をした登記事項証明書又はその写し
- (4) 定款又は代表者若しくは受任者に変更があったことを証明する書類（当該変更があった場合に限る。）

（再申請に係る申請書等の提出）

第7条 再生又は更生計画認可決定者は、前条第1号の書類の提出後、次に掲げる書類を市長に提出して資格の再審査の申請（以下「再申請」という。）をしなければならない。

- (1) 市告示第131号第4に規定する申請書等
- (2) 会社の再建及び今後の営業に関する申立書（第2号様式。以下「申立書」という。）

2 前項第1号の申請書等は、再生又は更生計画認可決定日を基準日として作成しなければならない。ただし、当該申請書等のうち納税証明書については、再生又は更生計画認可決定日以降に証明されたものとする。

3 再申請をする者は、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 今後の資金調達の見通し
- (2) 施工体制に係る技術者の雇用状況等
- (3) 下請業者、資材業者等との協力状況
- (4) 建設機械及び労務者の確保の状況
- (5) 市内における営業方針
- (6) 再生又は更生計画の実施状況
- (7) その他再審査のため必要な事項

4 再申請をする者は、前項各号に規定する事項について、市長の求めに応じ資料を提示しなければならない。

(資格の再審査)

第8条 建設工事の再申請に係る審査（以下「再審査」という。）における客観的事項は、基準日における経営事項審査に基づかなければならない。

2 建設工事の再審査における主観的事項は、変更しないものとする。

(資格の再認定)

第9条 市告示第131号第1に掲げる事項に該当する場合又は資格の認定に係る市の定める要件を満たさない場合は、当該資格の再認定を行わないものとする。

2 前項に該当する者以外の者については、資格を再認定するものとする。この場合において、当該再認定する者の格付については、第3条第2項の規定を準用する。

3 前項の規定にかかわらず、再申請後において再生又は更生手続の廃止が確定した場合は、資格の再認定を行わないものとする。ただし、会社更生法第50条第1項の規定による中止の場合は、この限りでない。

(再審査に係る結果の通知)

第10条 市長は、再審査の結果について再申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により資格の再認定を行ったときは、有資格業者名簿を修正するとともに、工事等所管部の主管課長及び工事等執行課長に対し、再認定を行った旨を通知するものとする。

(民事再生又は会社更生に係る指名)

第11条 有資格業者が再生又は更生手続開始の申立を行った時から資格が再認定されるまでの期間においては、当該有資格業者を指名しないものとする。

2 有資格業者が、指名通知日から入札執行日までの間に、再生又は更生手続開始の申立をした場合は、当該有資格業者の指名を取り消すものとする。

(指名基準)

第12条 市長は、入札に参加する者を指名するときは、有資格業者名簿に登録されている者のうちから、別記第3の入札参加可能範囲及び別記第4の指名業者の業者数基準に基づき指名する。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とする工事等、災害復旧等のため緊急又は短期間に完成しなければならない工事等、特定の機械又は技術を必要とする工事等その他特に必要と認められる工事等については、有資格業者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。

2 前項の規定により入札に参加する者を選定し、又は決定しようとするときは、次の各号に掲

げる事項について留意するとともに、適正な事務の執行に努めるものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名停止等の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 工事成績
- (5) 手持工事等の状況
- (6) 技術者の状況
- (7) 指名の状況
- (8) 当該工事に対する地域的条件
- (9) 特定建設業の許可の有無
- (10) 当該工事施工についての技術的適性及び施工能力
- (11) 安全管理の状況
- (12) 労働福祉の状況
- (13) 地場産業の育成
- (14) 関係法令等に対する違反の状況

(指名内申)

第13条 工事等所管部の主管課長は、当該工事等所管部に係る工事等の起工が決定したときは、前条に規定する指名基準に基づき、入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）を選定し、指名内申書（第3号様式）によりその旨を契約検査課長に内申しなければならない。

2 前項の規定による入札参加者の選定は、工事等所管部ごとに設置する選定委員会で行う。この場合において、選定委員会の庶務は、当該工事等所管部の主管課において行う。

3 工事等所管部以外の工事等執行課における入札参加者の選定及び内申については、工事等所管部以外の工事等執行課の依頼を受けた工事等所管部において前2項の規定により選定し、当該工事等所管部の主管課長が第1項に規定する内申を行うものとする。

(指名決定)

第14条 契約検査課長は、前条第1項及び第3項の規定による内申があったときは、これを郡山市契約審査会（以下「審査会」という。）に諮り入札参加者の審査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、設計価格が1,000万円未満の建設工事及び契約検査課長の権限に属するもの（契約検査課長が特に必要と認めるものを除く。）については、契約検査課長が入札参加者の審査をするものとする。

3 契約検査課長は、前2項の審査を経たものについては、契約規則第2条第4号に規定する契約権者の決定を受け、その結果を工事等所管部の主管課長に通知しなければならない。

4 第1項の場合において、災害応急工事等その他の特に緊急を要する工事等を施工するため、審査会を招集する暇がないときは、審査会の会長は、委員4人以上の意見を聴し指名の相手方を審査することができる。この場合において、審査会の会長は、次回の審査会にその旨を報告しなければならない。

(準用規定)

第15条 工事等の請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積人の選定について

は、この要綱を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

(工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の廃止)

- 2 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和56年3月23日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に申請を行った入札参加資格申請者のうち、再生又は更生の手續開始決定日以降の日を審査基準日とした経営事項審査による総合評定値通知書を市長に提出していない再生又は更生途中会社については、当該総合評定値通知書の提出の日以降に格付を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1（第3条関係）

入札参加排除認定基準

- 1 市告示第131号第1第1項に該当する者とは、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者で、特別の理由がある場合を除いた者をいう。
- 2 市告示第131号第1第2項（以下単に「第2項」という。）の(1)に該当する者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 設計図書に基づかない悪質な材料を使用した者
 - (2) 工事現場に搬入した検査済材料を許可を得ないで変更し使用した者
 - (3) 工事用材料の調合を粗悪にしたと認められる者
 - (4) 発注したものの数量又は品質を不正に変更した者
 - (5) その他契約の履行にあたり不正のあった者
- 3 第2項の(2)に該当する者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 偽計又は威力をもって入札の公正な執行を妨げ起訴された者
 - (2) 競争入札において公正な価格の成立を害し又は不正の利益を得て起訴された者
- 4 第2項の(3)に該当する者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 落札者の契約書作成を妨げた者
 - (2) 落札者の契約保証金の納付を妨げた者
 - (3) 正当な理由なく契約者の工事の施行を妨げた者
 - (4) その他契約の締結又は契約の履行を妨げた者
- 5 第2項の(4)に該当する者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 監督員又は検査員に対し脅迫を加え、職務の執行を妨げた者
 - (2) 監督員又は検査員に対し暴力を加え、職務の執行を妨げた者

別記第2（第3条、第4条関係）

等級別格付基準

- 1 格付は、土木工事業者及び建築工事業者にあつてはS・A・B・C・Dの5階級に、とび・土工・コンクリート工事業者及び舗装工事業者にあつてはA・B・C・Dの4階級に、その他の工事業者にあつてはA・B・Cの3階級に分けて行う。
- 2 前記の格付は、等級別にその基準を定め、業者についての客観的査定事項（以下「客観点」という。）及び主観的査定事項（以下「主観点」という。）に基づいて算出した総合点に対応させて行う。
- 3 客観点の数値については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）で定めるところの例により行うものとする。
- 4 主観点の審査及び点数は、次のとおりとする。
 - (1) 工事成績
 - ア 市告示第131号第7に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）の直前2年間に発注した別に定める契約金額以上の市及び郡山市上下水道局（以下「水道局」という。）の工事の工事種別ごとの工事成績について、110点からマイナス70点までの範囲内でそれぞれ主観点を付与する。
 - イ 審査基準日の直前2年間に発注した市及び水道局の完成工事がないときは0点とする。
 - (2) 工事施工の状況
市告示第131号第8第1項に規定する項目のうち年間平均完成工事高について、工事種別ごとの下請発注比率を算出し、0点からマイナス40点の範囲内でそれぞれ主観点を付与する。
 - (3) 優良建設工事の有無
審査基準日の直前2年間において市又は上下水道局の優良建設工事の表彰を受けた場合は、当該工事の工事種別ごとに10点の主観点を付与する。
 - (4) 新技術開発等への評価
入札参加資格審査の申請日（以下「申請日」という。）において建設技術に係る特許取得又は新技術情報提供システム（NETIS）へ登録している場合は、次の基準により主観点を付与する。
 - ア 特許取得 10点
 - イ NETIS登録 5点
 - (5) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用実績の有無
申請日において、CCUSを導入している者に5点の主観点を付与する。
 - (6) BIM/CIMモデルを活用した工事の施工実績の有無
令和3年4月1日から令和4年7月1日までの間に、国又は地方公共団体とBIM/CIMモデルを活用した工事の請負契約を締結し、竣工した者に5点の主観点を付与する。
 - (7) 福島議定書事業の認定等の状況
過去2年度（審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度をいう。以下同じ。）において福島議定書の認定又は表彰を受けた者に5点の主観点を付与する。
 - (8) 福島県次世代育成支援企業認証の有無

申請日において認証を取得している場合は、次の基準により主観点を付与する。

ア 「働く女性応援」中小企業認証を取得している者 5点

イ 「仕事と生活の調和」推進企業認証を取得している者 5点

(9) 障がい者雇用の状況

申請日において障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する障害者の法定雇用義務を遵守している者又は同条に規定する法定雇用障害者数が0人の場合で障害者を雇用している者に10点の主観点を付与する。

(10) 新卒者採用の評価

新たに採用した新卒者を常時雇用し、かつ、申請日において継続して雇用している者には、その数に応じ、20点を上限として、1人につき5点の主観点を付与する。

(11) 災害協定締結の有無

申請日において市又は水道局と災害協定を締結している者に5点の主観点を付与する。

(12) 除雪委託契約締結の有無

過去2年度において市発注の除雪業務の契約実績がある者には、次の基準により主観点を付与する。

ア 1年度のみ契約締結 5点

イ 2年度の契約締結 10点

(13) 消防団員登録の状況

申請日において従業員が消防団員に登録している場合は、次の基準により主観点を付与する。

ア 1名から5名 3点

イ 6名から10名 5点

ウ 11名以上 10点

(14) アイラブロード事業の活動実績の有無

前年度（審査基準日の属する年度の前年度をいう。）中にアイラブロード事業の活動に参加している者に10点の主観点を付与する。

(15) 刑務所出所者等協力雇用主としての登録

申請日において、法務省福島保護観察所に協力雇用主として登録している者に5点の主観点を付与する。

(16) セーフコミュニティ活動推進事業所への参加登録の有無

申請日においてセーフコミュニティ活動推進事業所として参加登録している者に5点の主観点を付与する。

(17) ふくしま健康経営優良事業所認定の有無

申請日においてふくしま健康経営優良事業所の認定を受けている者に5点の主観点を付与する。

(18) 指名停止の有無

過去2年度において郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）第2条の規定に基づく指名停止を受けた場合（公衆損害事故及び工事関係者事故によるものを除く。）は、その期間に応じて1週間につきマイナス1点の主観点を付与する。

(19) 建設業法に基づく処分の有無

審査基準日の直前2年間において建設業法の規定に基づく行政処分を受けた場合は、次の基準により主観点を付与する。

ア 建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けた者 -10点

イ 建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者

営業停止期間 3月未満 -20点

3月以上6月未満 -30点

6月以上 -40点

(20) 資格の認定の取消しの有無

審査基準日の直前2年間において市告示第131号第6の規定に基づく資格の認定の取消しを受けた場合は、マイナス50点の主観点を付与する。ただし、当該資格に係る工事以外の工事種別については、マイナス25点の主観点を付与する。

(21) 公契約条例に基づく措置の有無

過去2年度において郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条、第8条又は第9条のいずれかの規定に基づく関係機関への通報、契約の解除、指名の停止等の措置を受けた場合は、マイナス10点からマイナス30点の範囲内でそれぞれ主観点を付与する。

5 工事業者で、主たる事業所の所在地が市外にある者については、客観点のみにより格付を行う。

6 等級別格付は、次のとおりとする。

(1) 土木工事

区分	基準点数
S	840点以上
A	740点以上840点未満
B	660点以上740点未満
C	550点以上660点未満
D	550点未満

(2) 建築工事

区分	基準点数
S	810点以上
A	710点以上810点未満
B	650点以上710点未満
C	570点以上650点未満
D	570点未満

(3) とび・土工・コンクリート工事

区分	基準点数
A	730点以上
B	610点以上730点未満
C	570点以上610点未満
D	570点未満

(4) 電気工事

区分	基準点数
A	710点以上
B	630点以上710点未満

C	630点未満
---	--------

(5) 管工事

区分	基準点数
A	690点以上
B	580点以上690点未満
C	580点未満

(6) 舗装工事

区分	基準点数
A	750点以上
B	660点以上750点未満
C	550点以上660点未満
D	550点未満

(7) その他の工事

区分	基準点数
A	710点以上
B	610点以上710点未満
C	610点未満

(注) 再生又は更生手続終結の決定を受けていない者（以下「再生又は更生途中会社」という。）については、上記の基準点数による区分の等級が最下位の等級である場合を除き、当該等級から1等級を降格して格付を行うものとする。この場合において、当該格付を行った者より、再生又は更生手続終結の決定を受けた旨の届け出があった場合には、審査会において取扱いを審議するものとする。

別記第3（第12条関係）

入札参加可能範囲

(1) 土木工事及び建築工事

種別 等級	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
S		
A		
B	○	
C	○	○
D	○	○

(2) とび・土工・コンクリート工事

種別 等級	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○
D		○

(3) 舗装工事

種別 等級	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○
D		○

(4) その他の工事

種別 等級	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○

(注1) この入札参加可能範囲については、次の事項の適用があるものとする。

1 次号のいずれかに該当する場合は、下位の等級が上位にわたれる。

(1) その者の基準点数にその基準点数の10パーセントを加算して得た数値が、直近上位の基準点数に達する場合は、直近上位にわたれる。ただし、その数は指名総数の2分の1を超えないものとする。

(2) 特殊な地域的事情等により入札参加可能範囲によりがたい工事

2 次号のいずれかに該当する場合は、下位の等級工事に指名することができる。ただし、その数は指名総数の2分の1を超えないものとする。

(1) 災害応急本工事及び仮工事等緊急を要する工事

(2) 大規模工事の一部施工にかかる工事及び特別の設備又は技術を必要とする工事

(3) 特殊な地域的事情等により入札参加可能範囲によりがたい工事

(4) 工事等の特殊性等により特に必要であると認められる工事

3 不調により入札を再度行う場合は、直近上位の者を下位の等級工事に指名することができる。ただし、その数は指名総数の2分の1を超えないものとする。

(注2) 再生又は更生途中会社については、この入札参加可能範囲によらず、審査会において入札参加可能範囲を定めることができるものとする。

(注3) 以上の規定に関わらず、審査会において特に必要と認めた工事については、審査会が当該工事の入札に係る入札参加可能範囲について別途定めることができるものとする。

別記第4（第12条関係）

指名業者の業者数基準

(1) 随意契約に係る見積業者数 (金額：設計額)

工 事	30万円未満	1者
	30万円以上130万円以下	2者
原 材 料	10万円未満	1者
	10万円以上80万円以下	2者
委 託 料	10万円未満	1者
	10万円以上50万円以下	2者

(2) 上記以外の指名業者数 (金額：設計額)

工 事	130万円を超え300万円未満	7者
原 材 料	80万円を超え300万円未満	
委 託 料	50万円を超え300万円未満	
工 事 原 材 料 委 託 料	300万円以上1,000万円未満	10者

(注) この基準によりがたい場合は、契約権者の承認を得て業者数を変更することができる。